

「(仮称)戸田市議会の個人情報の保護に関する条例の骨子(案)」について

意見募集期間

令和4年9月1日から 令和4年9月30日 まで

概要

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールの規定により、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

これにより、各地方公共団体には、改正後の個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、法第2条第11項第2号で、議会は適用対象から除かれていますことから、議会が管理する個人情報を引き続き保護することを目的に、「(仮称)戸田市議会の個人情報の保護に関する条例(案)」を制定するものです。

市民生活への影響

本市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

